

ケアプラン シエント

重要事項説明書

1. 事業者

法人名	株式会社 シエント
法人所在地	岐阜県恵那市大井町2220番地1
電話番号	0573-22-9525
代表者氏名	森川 素行
設立年月日	平成23年12月1日

2. 事業所の概要

事業者の名称	ケアプラン シエント
事業所の所在地	岐阜県恵那市大井町2220番地1
電話番号	0573-22-9504
事業所管理者	市川 美佳
事業所番号	2171700988
開所年月日	平成26年12月1日
サービス提供地域	恵那市・中津川市

3. 事業所の職員体制

職種	人員
管理者	1名（非常勤：介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	1名（非常勤1名 管理者と兼務）

4. 営業時間

営業日	月曜～金曜日（12月30日～1月3日は除きます）
営業時間	午前9時～午後5時

5. 目的

居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

6. 運営方針

当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場で行うものとする。又、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

7. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

8. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

別紙②「サービス提供の標準的な流れ」参照

9. 利用料金

別紙①「居宅介護支援利用料金」参照

10. 損害賠償責任

- ① 当事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により、ご利用者様またはその家族等の介護者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には相当範囲内においてその損害を賠償します。但し、その損害の発生について、ご利用者様またはその家族等に故意または過失が認められる場合は、当事業所は賠償責任を免除されまたは賠償額を減額されることがあります。
- ② ご利用者様またはその家族等の介護者は、ご利用者様またはその家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、当事業所のサービス従業者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

11. 事故発生時（緊急時）の対応について

事業者は、契約者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに緊急連絡先へ連絡をするとともに、主治医に連絡するなどの措置を講じます。又、必要に応じて関係機関に連絡します。

12. 個人情報使用の同意について

(1) 使用する目的

- ① 当事業所サービス提供の為
- ② ご利用者様へのサービス提供について他の事業所と連携する為
- ③ サービス担当者会議開催の為
- ④ 医療機関・介護保険施設等への入院・入所手続きの為
- ⑤ ご利用者様・ご家族様へのサービス料金のご請求やその他ご連絡の為
- ⑥ 統計データへの利用の為、但し、個人が特定できるような利用は一切しません。
- ⑦ 緊急時に医療機関等に連絡する為

(2) 使用する期間

利用契約書の契約期間

(3) 使用する条件

- ① 個人情報の使用・提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

13. 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

14. 苦情等の受付について

ケアプラン シェントにおける苦情やご相談は下記の窓口で受付します。

苦情・相談受付窓口

ケアプラン シェント 管理者 市川 美佳

受付日：月曜～金曜日

受付時間：9時00分～17時00分

電話番号：0573-22-9504

恵那市における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けています。

恵那市役所 高齢福祉課（介護保険係）

受付日：月曜～金曜日

受付時間：8時30分～17時00分

電話番号：0573-26-2111

中津川市における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けています。

恵那市役所 高齢支援課（介護保険係）

受付日：月曜～金曜日

受付時間：8時30分～17時00分

電話番号：0573-66-1111

岐阜県国民健康保険連合会における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けています。

介護保険課：苦情対応係

受付時間：9時00分～17時00分

受付日：月曜～金曜日

電話番号：058-275-9826

居宅介護支援利用料金

居宅介護支援費

区 分	介 護 度	単位数	利用料/月
居宅介護支援費 I (取扱件数40件未満)	要介護 1・2	1053	10,530円/月
	要介護 3・4・5	1368	13,680円/月
居宅介護支援費 II (取扱件数40以上60未満。40件以上60件未満の部分のみ適用)	要介護 1・2	527	5,270円/月
	要介護 3・4・5	684	6,840円/月
居宅介護支援費 III (取扱件数60以上。60以上の部分のみ適用)	要介護 1・2	316	3,160円/月
	要介護 3・4・5	410	4,100円/月

その他の加算

区 分	摘 要	単位数	利用料/月
初回加算	1月につき	300	3,000円
入院時情報連携加算 (I)	1月につき	200	2,000円
入院時情報連携加算 (II)	1月につき	100	1,000円
退院・退所加算 (I) イ	入院又は入所期間 中1回を限度	450	4,500円
退院・退所加算 (I) オ		600	6,000円
退院・退所加算 (II) イ		600	6,000円
退院・退所加算 (II) オ		750	7,500円
退院・退所加算 (III)		900	9,000円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300	3,000円
ターミナルケアマネジメント加算		400	4,000円
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300	3,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を限度	200	2,000円
特定事業所集中減算	所定単位数から	△200	2,000円

【1】基本料金（非課税となります）

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

但し、利用者の保険料滞納のため、法定代理受領が出来なくなった場合及び介護認定を受けていない場合、要介護度に応じて上記の金額（1ヶ月当たり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、市の窓口にて提出することで、全額払い戻しを受けられます

※ 負担割合が2割の方は、上記ご利用者様利用額が倍額になります。

※ 負担割合が3割の方は、上記ご利用者様利用額が3倍額になります。

【2】実費

通常の事業実施地域以外のサービスの提供

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の交通費をいただく場合があります。

① 自動車利用の場合 30円/km

② 公共交通機関の場合 実費

【3】実費利用料金のお支払方法

実費利用料金は、1ヶ月ごと請求しますので、翌日末日までに事業者が発行する納付書によりお支払ください。

サービス提供の標準的な流れ

サービス提供の標準的な流れ

